



令和4年2月4日
住宅局住宅生産課

登録住宅性能評価機関の処分について

本日、国土交通大臣登録の登録住宅性能評価機関である株式会社ハウスジーマンに対し、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第21条に基づく改善命令を行いましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

※登録住宅性能評価機関

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関で、令和4年1月現在、全国で125機関(大臣登録29機関、地方整備局長等登録96機関)が登録されている。評価の業務を一の地方整備局等の管轄区域内のみにおいて行う者に対する改善命令等を行う権限については、国土交通大臣から地方整備局長等に委任されている。

<問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課 川崎、宇佐野 電話(代表) 03-5253-8111 (内線39-456, 39-433)
(夜間直通) 03-5253-8510
(FAX) 03-5253-1629

株式会社ハウズジーメン(国土交通大臣登録第 18 号)	
処分の内容	
改善命令	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 21 条に基づき、下記の措置を講ずることを命ずる。</p> <p>一 業務改善計画書の提出</p> <p>国土交通省令に適合する方法により評価の業務を行わなかったことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を令和 4 年 2 月 18 日までに当職へ提出すること。</p> <p>二 業務の実施に関する定期的な報告</p> <p>評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、別途当職から指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況を翌月末までに当職に報告すること。</p>
違反事由の概要	
建築物 1 件の住宅性能評価において、1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)及び 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)に関し、国が定める基準に適合する方法による評価を行わず、過大な等級が記載された設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書を交付した。	

<参考>

【株式会社ハウズジーメン】

- 登録番号 国土交通大臣登録第 18 号(当初指定は平成 13 年 4 月 2 日)
- 代表者 羽生 五泰
- 事務所 本社(東京都港区)、西日本支店(福岡県福岡市)
- 登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録
新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 業務区域 日本全域